

昭和三十八年政令第二百二十号

恩給法の一部を改正する法律附則第四十三
条の外国特殊法人及び職員を定める政令
内閣は、恩給法の一部を改正する法律（昭和二
十八年法律第五十五号）附則第四十三条の規定
に基づき、この政令を制定する。

恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年
法律第五十五号）附則第四十三条に規定する
日本政府又は外国政府と特殊の関係があつた法
人で外国において日本たばこ産業株式会社法
（昭和五十九年法律第六十九号）附則第十二条
第一項の規定による解散前の日本専売公社、日
本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七
号）附則第二項の規定による廃止前の日本国有
鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第
一条の規定により設立された日本国有鉄道又は
日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五
十九年法律第八十五号）附則第四条第一項の規
定による解散前の日本電信電話公社の事業と同
種の事業を行つていたもので政令で定めるもの
は、次の各号に掲げる法人とし、恩給法の一部
を改正する法律附則第四十三条に規定する公務
員に相当する職員として政令で定めるものは、
当該法人の職制による正規の職員（第七号に掲
げる法人にあつては、社員）とする。

- 一 旧南満洲鉄道株式会社
- 二 旧満洲電信電話株式会社
- 三 旧華北交通株式会社
- 四 旧華北電信電話株式会社
- 五 旧華北広播協会
- 六 旧北支願中公司
- 七 旧華中鉄道株式会社
- 八 旧華中電気通信株式会社
- 九 旧蒙疆電気通信設備株式会社

附 則
この政令は、昭和三十八年十月一日から施行
する。

附 則（昭和六〇年三月五政令第二四
号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、昭和六十年四月一日から施
行する。

附 則（昭和六〇年三月一五政令第三
一号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、昭和六十年四月一日から施
行する。

附 則（昭和六二年三月二〇日政令第五
四号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、昭和六十二年四月一日から
施行する。

附 則（平成一一年五月二八日政令第一
六五号）抄

この政令は、日本電信電話株式会社法の一部
を改正する法律の施行の日（平成十一年七月一
日）から施行する。